

## ○白岡市指名競争入札執行要綱

平成23年4月1日

告示第121号

(趣旨)

第1条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用し、市が発注する建設工事又は製造の請負、業務の委託、物品の購入又は賃貸借その他（以下「建設工事等」という。）の契約において、指名競争入札を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 白岡市建設工事請負等指名業者選定委員会は、白岡市建設工事等請負指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から指名業者を選定し、市長に報告するものとする。

2 前項の規定により選定する指名業者の数は、5人以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指名及び入札の通知等)

第3条 市長は、前条に規定する指名業者の選定の報告を受けたときは、直ちに指名業者を決定し、当該指名業者に対し、電子入札システムにより、通知するものとする。ただし、やむを得ず書面で入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）とする場合は、書面により通知するものとする。

(仕様書等の掲載)

第4条 市長は、建設工事等に係る図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書その他の入札金額の見積に必要な図書（以下これらを「設計図書」という。）を電子入札システムにより掲載するものとする。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な設計図書は、貸与又は配布（有償頒布を含む。）とすることができるものとする。

(入札執行者等)

第5条 入札執行者は、市長が指定した者をもって充てる。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たり、当該建設工事を所掌する課

等の職員にその執行を補助させることができる。

(現場説明会)

第6条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(設計図面等に関する質問等)

第7条 入札参加者は、設計図書について質問がある場合は、閲覧期間内において、電子入札システムにより質問することができるものとする。

2 入札参加者からの質問及びその回答は、原則として電子入札システムにより全ての入札参加者に周知するものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付及び減免については、白岡市契約規則（平成28年白岡市規則第22号。以下「規則」という。）第5条、第8条及び第9条の規定に基づくものとする。

2 電子入札にあっては、規則第8条第1項第3号に該当するものとし、入札保証金を免除するものとする。

3 入札保証金を納付する参加希望者は、様式第1号の納入書・入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に必要事項を記載し、納付しなければならない。

4 前項の規定により入札保証金が納付されたときは、様式第2号の入札保証金預書を納入者に交付するものとする。

5 第3項の規定により納付された入札保証金は、入札終了後又は落札決定後に還付するものとする。ただし、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当することができるものとする。

6 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第9条 市長は、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができるものとする。この場合は、指名通知等において明示するものとする。

(入札の執行)

第10条 入札執行者は、あらかじめ通知した日時及び方法に基づき、電子入札システムにより、入札を行うものとする。

2 入札参加者は、いったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

(入札の辞退)

第11条 入札の辞退は、白岡市公共工事電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

2 市長は、第1項及び前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わないものとする。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札執行者は、天災、地変、電子入札システムの重大な障害、参加希望者の連合又は不審な行動その他の公正な入札執行を妨げる行為をした場合等の入札を公正に執行することができない理由があると認められるときは、当該参加希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(再度入札)

第13条 入札執行者は、初度入札において落札者が決定しないときは、電子入札システムにより、再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において最低制限価格未滿の入札、無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札の実施回数は、1回とする。

(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上の価格を持って入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 入札執行者は、落札者を決定した場合は、電子入札システムによる落札決定通知書により落札者に通知するものとする。ただし、紙入札とし

た場合は、書面により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をした後、速やかに白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱（令和8年白岡市告示第61号）様式第8号の契約の締結について（依頼）を電子入札システム、電子メール等により、当該落札者に通知するものとする。

4 市長は、落札者決定後、落札者から様式第3号の課税（免除）事業者届出書を徴するものとする。ただし、落札者が共同企業体の場合は、構成員それぞれから当該届出書を徴するものとする。

（入札の無効）

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
  - (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
  - (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
  - (4) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等により入札書を提出した者がした入札
  - (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - (6) 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - (8) 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札
    - イ 記載すべき事項の記入がない入札書による入札又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
    - ウ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
    - エ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- オ 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札

（くじによる落札者の決定）

第16条 入札執行者は落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定するもの

とする。

(不調時の取扱い)

第17条 入札執行者は、再度入札によっても落札者がいないとき又は入札が取りやめになったときは、日時を改めて、入札に付するものとする。ただし、特別の理由により改めて入札に付することができないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができる。

(入札結果の公表)

第18条 市長は、落札者を決定した場合は、落札者、落札金額及び入札経過を電子入札システムにより公表するものとする。

(契約保証金)

第19条 契約保証金の納付及び減免については、規則第27条から第29条までの規定に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(経営事項審査の確認)

第20条 市長は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受理しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、電子入札に係る建設工事請負指名競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 15 日告示第 208 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条第 1 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 64 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日告示第 239 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 84 号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式省略